

令和3年度 第4回庁議要旨

日時：令和3年5月25日（火）
午前9時～午前9時50分
会場：防災センター

[審議事項]

1 災害危険区域内における市有地の貸付条件の緩和について（復興事業部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた本市半島沿岸部の移転元地等については、一部を公共施設用地等として利用しているものの、未だ多くの土地が未利用となっており、当該土地の維持管理が課題となっている。

本市では、地区内居住者による土地の利活用を促進することにより、半島沿岸部の活性化や地域交流拡大と、未利用地の維持管理経費の削減を図るため、令和2年5月12日に「石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針」を策定した。

さらに、この基本方針に基づき、移転元地等の適正な管理と、公益性・公平性・有効性の高い移転元地等の利活用を推進するため、令和3年3月30日に「石巻市移転元地等利活用ガイドライン」を策定した。

策定したガイドラインに基づき、市有地の貸付条件を緩和し、新たな土地利用意向を促進することで、未利用地の有効活用を図る。

(1) 主な内容

① 要領に定める貸付料の額

現行	改正後
(1) 各年度の固定資産税仮評価額に石巻市公有財産貸付料等算定基準による算定率（営利・一時利用 6.5%）を乗じて得た額を年額とする。	(1) 各年度の固定資産税仮評価額に石巻市公有財産貸付料等算定基準による算定率（営利・一時利用 6.5%）を乗じて得た額を年額とする。
(2) (1)の規定にかかわらず、H27.4.1 からR27.3.31までの間は、各年度の固定資産税仮評価額に 1.4%を乗じて得た額を年額とする。	(2) (1)の規定にかかわらず、H27.4.1 からR27.3.31までの間は、各年度の固定資産税仮評価額に 1.4%を乗じて得た額を年額とする。
	(3) <u>(1)及び(2)の規定にかかわらず、農業利用（農業法人等が行う農業を目的とする土地利用をいう。）の場合は、1㎡当たり 10円を年額とする。</u>

※地区共同利用（自治会等が行う景観、自然、環境等の維持向上に資する緑化推進を目的とする土地利用をいう。）の場合は、無償で貸し付けることができる。（条例第4条関係）

※公共用又は公益事業の用に供する土地については、公募抽選によらず優先的に貸付けすることができる。（要領第3条関係）

② 貸付け手続

まちづくりとの一体的な取組が必要になることから、本庁半島部地区の土地にあつては半島整備推進課が、河北地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区の土地にあつては所管換の上、所管区域の総合支所地域振興課が行うものとする。

(2) 今後の予定

令和3年7月～ 石巻市災害危険区域内における市有地の貸付け及び売払いに関する要領の一部改正（令和3年7月施行）
地区会長会、関係団体等に貸付条件の緩和について周知
（要領の一部改正と併せて、石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付要綱の制定）

2 移転元地等利活用推進事業補助金の創設について（復興事業部）

令和3年3月30日に策定した「石巻市移転元地等利活用ガイドライン」に基づき、未利用の移転元地等の利活用を行う自治会、市民公益活動団体等及び農業法人等に対する補助を行い、半島沿岸部の活性化及び地域交流の拡大を図るとともに、未利用地の維持管理費の削減を図る。

(1) 主な内容

① 補助内容

区分	交付対象者	補助対象経費	補助金の額
地区共同利用	新たに市有地を借り受けて土地利用を行う自治会、市民公益活動団体等	・資材購入費（獣害対策用柵、貯水タンク、種苗、肥料等） ・備品購入費（草刈機、噴霧器、資材倉庫等） ・重機借上料	補助対象経費の10分の10以内の額とし、1㎡当たり1,000円を上限とする。
農業利用	新たに市有地を借り受けて土地利用を行う農業法人等	・燃料費 ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	補助対象経費の2分の1以内の額とし、1㎡当たり1,000円を上限とする。

※「地区共同利用」とは、自治会、市民公益活動団体等が行う景観、自然、環境等の維持向上に資する緑化推進を目的とする土地利用をいう。

※「農業利用」とは、農業法人等が行う農業を目的とする土地利用をいう。

② 補助手続

本補助制度の利用に当たっては、新たに市有地を借り受けて土地利用を行うことが前提となるため、土地の貸付け手続と併せて補助手続を行うものとする。

本庁半島部地区の土地にあつては半島整備推進課が、河北地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区の土地にあつては、所管区域の総合支所地域振興課が行うものとする。

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に、関係補正予算案について提案

令和3年7月～ 石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付要綱の制定（令和3年7月施行）
地区会長会、関係団体等に本補助金制度を周知
（本補助金交付要綱の制定と併せて、石巻市災害危険区域内における市有地の貸付け及び売払いに関する要領の改正）

3 石巻市牡鹿公民館の所在地等の変更について（教育委員会）

石巻市牡鹿公民館については、東日本大震災の津波被害により壊滅的な被害を受けたため、牡鹿総合支所内で公民館活動をしていたが、公民館施設の新たな建設は行わず、既存公共施設の有効活用を検討したところ、牡鹿保健福祉センターが最も公民館機能を有している施設であったことから、暫定的に事務所を移転し、公民館活動を行っている。

牡鹿保健福祉センター内に牡鹿公民館を設置し、公民館活動や少子高齢化対策に向けた健康・異世代交流事業等を横断的に提供することで、住民ニーズに応じた施設の効率的な運用が見込まれ、地域住民の活動の拠点として充実を図る。

(1) 主な内容

石巻市牡鹿公民館の移転に伴い、石巻市公民館条例の一部を改正する。

【改正する内容】

① 所在地の変更について

改正前：石巻市鮎川浜湊川63番地

改正後：石巻市鮎川浜清崎山7番地

② 使用料について

牡鹿公民館使用料（別表第1の5）を削除する。なお、施設利用については、「石巻市牡鹿保健福祉センター条例」によるものとし、使用料は徴収しない。

【施設概要】

名 称 石巻市牡鹿保健福祉センター

敷地面積 8,843.14㎡

延床面積 2,509.57㎡

事業費 977,490千円

財源内訳 電源立地促進対策交付金 870,000千円

地方債 52,300千円

一般財源 55,190千円

イ 本施設は、電源立地促進対策交付金の補助を受け設置した施設であるが、事務所スペースは補助対象外であり、公民館事務所として使用するにあたり、国への事務手続きは不要である。

ロ 牡鹿保健福祉センターの一部について、空き時間を利用して公民館事業を実施することについても国への事務手続きは不要である。

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に公民館条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和3年7月1日）

【報告事項】

1 石巻市地域おこし協力隊制度の拡充について（復興政策部）

これまで、地域おこし協力隊員の受入れに当たっては、試用期間等を設けずに面接のみで採用してきたため、受入事業者との信頼関係構築が課題となっていたほか、受入事業者が求める活動内容と隊員が想定していた活動内容との相違により、本格的な活動を開始するまでに相当の時間を要し

ていた。

また、これまで受入事業者が行う事業に取り組む隊員を募集してきたが、少子高齢化や人口減少により多くの地域課題が発生しており、これらに取り組む若い人材が求められている。

委嘱する前に受入事業者及び隊員希望者の信頼関係の醸成と委嘱後の活動内容の充実を図るため、令和3年度より地方財政措置されることになった最大3ヶ月間の「地域おこしインターン」の仕組みを導入する。

また、これまで実施してきた地域課題の解決に向けて取り組む受入事業者のもとに有能かつ意欲ある人材を受け入れる「右腕型」に加えて、新たに本市の課題に対して自らが取り組む「地域課題提案型」の隊員を募集し、地域おこし協力隊員の拡充を図る。

(1) 主な内容

① 地域おこしインターンの導入

隊員希望者が、受入事業者のもとで最大3ヶ月間、地域おこし協力隊の実務に従事することを通じ、地域おこし協力隊本体への応募につながる取組を新たに導入するもの。

地域おこしインターンとして委嘱し、報償金として1活動日当たり12,000円を支給する。

【委嘱までの流れ】

- ア 受入事業者の募集 → イ 隊員の募集
- ウ 地域おこしインターンの実施（最大3ヶ月間） → エ 面接の実施
- オ 地域おこし協力隊として委嘱（期間：最大3年間）

② 地域おこし協力隊「地域課題提案型」の導入

少子高齢化に加え東日本大震災による人口流出が加速し、人口減少により多くの地域課題が発生している中、これらの課題を自らの提案等で解決できる若い人材を首都圏等から受け入れ、地域の活性化を図るもの。

募集人数 3人

報酬 199,500円/月額

活動費補助 2,000,000円/年額

取り組んでもらいたい地域課題例

- ・ 中心市街地活性化
- ・ シティプロモーション（移住促進）
- ・ 一次産業の活性化 等

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会 6月補正予算提案

石巻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和3年7月1日）

7月 市ホームページ等へ掲載し隊員を募集

2 石巻市定住促進住宅取得等補助金の創設について（復興政策部）

本市では、平成28年度から移住相談窓口を始めとした移住支援事業を実施しており、移住者を対象とした起業支援や空き家の活用等で一定の成果をあげているが、宮城県と共同で取り組んでいる首都圏等からの移住者を対象とした移住支援金事業については、令和3年4月から対象者の転入先要件が緩和されたものの、これまで支給実績がなく移住促進に繋がっていない。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに地方への移住機運が高まっていることから、新たな独自支援策を展開し、移住促進を図っていく必要がある。

移住・定住を促進するため、住宅取得等に係る補助制度を創設し、人口減少の抑制及び地域活性化を図る。

(1) 主な内容

本市への移住・定住促進を図るため、市外から市内に移住をしようとする者が住宅を新築若しくは購入又は改修した場合、又は、市内の空き家所有者が移住者への賃貸目的で改修した場合等に、以下により補助金を交付するもの。

① 新築又は購入の場合

対象者	市内に住宅を新築若しくは購入してから1年以内に市外から転入する者又は市外から転入してきてから2年以内に住宅を新築若しくは購入する者
対象経費	住宅の新築又は購入に要する費用（付帯工事、土地購入費を除く。）
対象住宅	新築住宅（請負、建売）、中古住宅、店舗併用住宅（居住部分が延べ床面積2分の1以上）
補助金額	基本補助金 補助対象経費の10%（限度額100万円）
	加算補助金 子育て世代（交付申請時において中学生以下の子ども又は申請者の世帯に妊婦がいる場合） 30万円
	空き家バンクに登録されている住宅を購入する場合 20万円
	新築する住宅を市内業者が施工する場合 20万円
最大補助額	150万円

② 改修の場合

対象者	ア 市内の賃貸住宅を改修してから1年以内に市外から当該賃貸住宅へ転入する者又は市外から転入し賃貸住宅に居住してから1年以内に居住している賃貸住宅を改修する者
	イ 市外からの移住者へ賃貸するために市内に所有する空き家を改修し空き家バンクへ登録する者（ただし、賃貸目的に建設した建物を除く。）
	ウ 市内に住宅を所有し、市外に居住している親族を受入れ、三世同居するために住宅を改修する者
対象経費	住宅の改修に要する費用
補助金額	補助対象経費の50%（限度額50万円）

(2) 今後の予定

令和3年6月	市議会第2回定例会 6月補正予算提案
	石巻市定住促進住宅取得等補助金交付要綱制定（令和3年7月1日施行予定）
7月	移住者等に対する住宅取得等補助の開始

3 石巻市地域外来・検査センター診療事業について（新型コロナウイルス感染症対策）（健康部）

現在、国内では新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が9都道府県に発令され、依然として変異株による新規感染者数など高い数値で推移している中、感染の広がりや感染者の重症化等が警戒されている。

石巻市地域外来・検査センター診療事業について、当センターに従事する地元医師会の協力医師に対し、休診時においても拘束される時間帯が生じ、自院における医療行為等が制限されることになるため、医師報酬相当分を支払い、当センターの適正な運営を確保し、石巻圏域の検査体制の充実を図る。

(1) 主な内容

【石巻市地域外来検査センター診療事業の概要】

石巻市地域外来・検査センターの受診者の有無については、当日予約を設けているため、診療開始時間の約2時間前にならないと確定ができない。

よってセンターに勤務する医師は休診の決定がなされるまでの間、拘束される時間帯が生じ、自院における医療行為等が制限されることになるため、受診の予約が入らず休診となった場合においても委託料として支払うもの。

① 対象者 石巻市地域外来・検査センターに従事する医師

② 委託料 1診療日あたり11千円

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案

石巻市地域外来・検査センター医師報償金実施要領の策定

（告示の日から施行、令和3年4月1日から遡及適用）

4 育児ヘルパー事業の実施について（福祉部）

核家族化や地域のつながりの希薄化等、子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、妊娠期から出産後の身体的・精神的に不安な時期に、一人で問題を抱え、孤立している親の増加が社会的な問題となっている。

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境整備の充実を図る。

(1) 主な内容

① 対象者

市内に住所があり、妊娠期（母子健康手帳交付後）から生後6カ月以内の子を養育している者

② 実施方法

ア 介護保険法の規定による県知事の指定を受けた事業者等に委託する。

イ 契約金額：単価契約とし、1時間当たり3,000円以内とする。

ウ 利用者負担額：1時間当たり250円とする。

ただし、生活保護世帯・住民税非課税世帯は、無料とする。

③ 実施内容

- ア 家事支援：調理、洗濯、住居内の清掃、生活必需品の買い物等
育児支援：おむつ交換、衣服の着脱、授乳、沐浴の介助等
- イ 提供時間：1回につき2時間以内とする。
(午前9時から午後5時まで。土日祝日、年末年始を除く。)
- ウ 提供サービス回数：20回以内とする。

(2) 今後の予定

【スケジュール】

- 令和3年6月 市議会第2回定例会に関係予算案を提案
- 7月 石巻市養育支援訪問事業実施要綱一部改正（施行予定日：令和3年9月1日）
事業実施案内、事業者公募
- 8月 業務契約及び従事者研修の実施
- 9月 利用申請の受付開始

【周知方法】

市ホームページ、市報、子育て支援アプリ「イシモ」により周知するほか、母子手帳交付時におけるチラシ配布、新生児訪問、その他子育て相談・健診等で周知する。

5 公立保育施設における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について(新型コロナウイルス感染症対策) (福祉部)

新型コロナウイルス感染症が長期化し、収束が見通せないことから、公立保育施設内における感染拡大防止対策として、環境整備を図る必要がある。

公立保育施設に新型コロナウイルス不活性化効果がある空気清浄機を設置し、児童や職員の健康保持と感染症に強い保育環境を整える。

(1) 主な内容

- ① 設置備品 空気清浄機 ※適用床面積41㎡
- ② 設置場所 乳児室及び保育室等、ホール、職員室で換気機器が未設置の部屋
- ③ 設置数

部屋の規格	室の種別			(a) 計	(b) 1室に対する 設置数	(c) 既存台数	(a)×(b)-(c) 設置台数
	乳児室 及び保 育室等	ホール	職員室				
41㎡以下	49室		17室	66室	1台	17台	49台
42㎡～82㎡	33室	3室		36室	2台	6台	66台
83㎡～123㎡		9室		9室	3台	2台	25台
124㎡～164㎡		3室		3室	4台	1台	11台
合 計							151台

※1 渡波・釜・飯野川・雄勝・相川・牡鹿地区保育所及び湊・北上こども園は換気機器設置済み

※2 荻浜保育所は休所中

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案
7月以降 備品の発注、設置

6 中心市街地活性化に係る新規事業(マンガロード新名物創出・空き地空き店舗活用)について(産業部)

中心市街地活性化のため、令和2年3月に内閣府の認定を受けた第3期石巻市中心市街地活性化基本計画に基づいて、市及び民間事業者が事業を実施しているところ、今般、本計画で新規事業として位置付けている「マンガロード新名物創出事業」及び「空き地・空き店舗活用助成金」について事業化を行うもの。

本計画において、中心市街地の課題としている事項の内、①来訪者の回遊性を向上させること、②空き地・空き店舗を活用することで新規出店やワーケーションを促すことに対応した取組により中心市街地の賑わいを創出する。

(1) 主な内容

中心市街地において以下の取組を行う事業者に対して助成金を支給する。

① マンガロード新名物創出事業

(助成金) 石ノ森作品にちなんだ商品の開発及び販売を行う事業者に対して商品開発費等を助成する。

- ・商品開発費：2/3 (上限250千円)
- ・著作権費：年額の2/3 (上限100千円)
- ・広報宣伝費：2/3 (上限50千円)

(委託) 実施事業者発掘、著作権に係る石森プロとの交渉等を行う。

- ・商品開発サポート事業

② 空き地・空き店舗活用助成金

空き地・空き店舗の取得や賃借と、それに伴うリノベーション等を行う際に要する経費を助成する。

(助成額)

	購入	賃借
条件	・5年以上居住または利用すること ・利用計画書を提出すること	・3年以上居住または利用すること ・利用計画書を提出すること
空き地	購入費：1/2以内 上限1,000千円 整備費：1/2以内 上限1,000千円 ※1件につき計2,000千円まで	賃借料：1/2以内 上限50千円(12か月目まで) 整備費：1/2以内 上限400千円 ※1件につき計1,000千円まで
空き店舗	購入費：1/2以内 上限1,500千円 整備費：1/2以内 上限1,000千円 ※1件につき計2,500千円まで	賃借費：1/2以内 上限100千円(12か月目まで) 整備費：1/2以内 上限500千円 ※1件につき計1,700千円まで

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に、関係補正予算案について提案
助成金交付要綱の制定
市ホームページ等により周知
マンガロード新名物創出事業サポート業務委託

7 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業者への独自支援策の実施について(新型コロナウイルス感染症対策)(産業部)

新型コロナウイルス感染症による経済状況の急激な悪化に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき宮城県が発した営業時間短縮要請により中小企業者の経営がひっ迫する状況が続いており、本年3月から本市独自の支援策を実施しているところである。

宮城県へのまん延防止等重点措置は解除されたものの、経済情勢は先行きが見えない状況であり、更なる中小企業者への経営支援を実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の事業の継続を支援する。

(1) 主な内容

① 時短要請等関連事業者支援金

宮城県の営業時間短縮要請の影響を受け売上が減少した事業者で、類似の支援金の受給対象とならない事業者に対し支援金を給付する。(減収額に応じ100千円～300千円を給付)

② 中小企業等事業再構築支援補助金

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、事業転換や事業再構築への取組を支援する。(補助率2/3、上限額1,000千円)

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に、関係補正予算案について提案
各事業の補助金交付要綱の制定
市ホームページ等により周知
7月 各補助金交付申請受付開始
各補助金交付開始

8 石巻市水産物地方卸売市場ギネス記録申請について(産業部)

「石巻市水産物地方卸売市場石巻売場」の荷捌き施設上屋根の直線延長876mが世界一の可能性があることから、関係者を通じてギネスワールドレコーズ社とギネス申請に関して調整を重ねていたところ、「水産物の荷捌き施設として最も長い施設」であることについて、「一続きの直線の魚市場の長さ」で記録開設が可能との報告を受けた。

「石巻市水産物地方卸売市場石巻売場」の荷捌き施設上屋根の直線延長についてギネス記録認定に挑戦する。

(1) 主な内容

「水産物の荷捌き施設として最も長い施設」であることについて「一続きの直線の魚市場の長さ」の記録でギネス申請を行うもの。

(2) 今後の予定

令和3年6月下旬	申請
8月中旬	認定員派遣申請
9月中旬	ギネス認定（予定）
10月2～3日	第40回全国豊かな海づくり大会

9 石巻駅前広場のバリアフリー化について（建設部）

石巻市第4次障害者計画「基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進」において、公共施設等のバリアフリー化の推進を図ることとしている。

しかしながら、石巻駅前広場は整備から30年以上経過していることもあり、バリアフリー化が図られておらず、障害者団体からバスプールのバリアフリー化に関する要望を受けている。

福祉のまちづくりを進めるため、物理的なバリア（障壁）を取り除き、すべての市民が安心して暮らせる生活環境の整備を図る。

(1) 主な内容

○バリアフリー化の概要

- ① 点状、線状ブロックの設置
- ② バス乗降場所等の正着性の向上
- ③ スロープの設置
- ④ 転落防止柵の設置

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に測量設計費に係る補正予算案について提案

令和3年度中 測量設計業務の実施

（障害者団体及び公共交通機関等との協議、調整）

令和4年度 バリアフリー化工事実施

10 公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（教育委員会）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからない中、密になりやすい公立幼稚園内における感染防止対策として、環境を整備する必要がある。

幼児教育の現場においては、子ども同士や職員との距離が近く密になりやすい環境にあり、また、園児自ら正しいマスクの着用や適切な手洗いの実施などが難しい場面もあることから、新型コロナウイルス不活性化効果がある空気清浄機を設置し、感染防止対策を図る。

(1) 主な内容

- ① 設置備品 空気清浄機 ※適用床面積4.1㎡
- ② 設置場所 保育室、職員室で換気機器が未設置の部屋

③ 設置数

部屋の規格	1室に対する設置数	部屋の種別		部屋数の計	設置台数
		保育室	職員室		
41 m ² 以下	1台	0室	4室	4室	4台
42 m ² ～82 m ²	2台	5室	0室	5室	10台
83 m ² ～123 m ²	3台	2室	0室	2室	6台
合計		7室	4室	11室	20台

※河北幼稚園の全部屋及び桃生幼稚園の一部の部屋には換気機器設置済み

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案

7月以降 備品の発注、設置

1.1 石巻市学校給食センター整備基本計画策定について（教育委員会）

平成27年度に策定した「石巻市学校給食センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）」に基づき、老朽化が進んでいる住吉学校給食センターの廃止を検討していたが、廃止するにあたり、他の河北・河南・東学校給食センターが受け入れるコンテナを収容するスペースの確保等の施設改修が必須であることが判明したため、当面の間、従来どおり運営せざるを得ない状況となったことから、令和2年度に基本構想の見直しを行った。

基本構想の見直しに伴い、今後の学校給食センターの運営や整備等の在り方を明確にするため、石巻市学校給食センター整備基本計画を策定する。

(1) 主な内容

石巻市学校給食センター整備基本計画策定に向けた検討事項（案）

- ① 基本構想の検証等
- ② 基本構想に基づく給食センターの在り方の検討
- ③ 今後の給食センター統廃合計画の検討
- ④ 新給食センターの建設候補地の調査・比較検討
- ⑤ 新給食センターの適正な規模の検討
- ⑥ 新給食センターの建設事業費の積算
- ⑦ 新給食センターの建設方法及び運営方法の検討

(2) 今後の予定

令和3年 6月 市議会第2回定例会に基本計画策定支援業務に係る補正予算及び債務負担行為の設定について提案

8月 業者選定作業（プロポーザル方式による選定）

10月 庁内検討委員会を組織し、基本計画について検討

令和4年度中 基本計画策定完了

1 2 街なか文化・芸術活動活性化助成事業の実施について（教育委員会）

本市の中心市街地は、北上川水運と沿岸船運の結節拠点として栄え、中瀬地区から石巻駅にかけて、行政機能や金融機関、商店等が集積する石巻の歴史特性を象徴する地域である。県下第2の都市・石巻の中核として発展を続けてきたが、近年の消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、モータリゼーションの進展に伴う郊外型大型店の進出、さらには長引く景気の低迷によって消費者の購買意欲が減少する等、様々な問題を抱え、中心市街地の商業は衰退傾向にある。さらに、東日本大震災以降は人口減少が加速し、令和元年度末からはコロナ禍により観光客が減少する等新たな課題も顕在化している。

中心市街地において文化・芸術活動を行う団体に対し、活動費用の助成を行うことにより、中心市街地の文化・芸術活動の活性化を図る。

(1) 主な内容

【助成対象】

- ・石巻市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地内で開催する事業
- ・市内に活動の拠点を有する団体等
- ・対象事業実施に必要なスタッフの賃金、講師等謝礼金、消耗品費、燃料費、通信運搬費、広告料などのほか、その他市長が特に必要と認めるもの

【助成率】

助成対象経費の4分の3以内（助成限度額 1助成対象事業につき100千円）

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案
助成金交付要綱の制定

1 3 石巻市博物館企画展及び特別展の開催について（教育委員会）

令和2年度末に完成した石巻市複合文化施設では、ホール・生涯学習機能、博物館機能を合わせ持っている。そのうち博物館は、文化庁の指針に基づき二夏の枯らし期間を経て、令和3年秋頃の開館を予定しており、常設展示室のほか、企画展示室を設けている。

展示室において、館蔵資料や石巻市の歴史・文化に関する調査研究の成果を踏まえた企画展のほか、時宜にかなった特別展を開催する。

(1) 主な内容

① 企画展

- ・令和3年度は「文化財レスキュー」展を実施し、全国美術館会議加盟館の活動を紹介するとともに、修復を終えた石巻市の美術品コレクションを展示する。

※東日本大震災で被災した石巻文化センターは、収蔵庫を含む1階部分が津波によって被災したため、すべての美術作品が津波によって水損した。被災した収蔵資料は、震災直後から文化庁が主催した「文化財レスキュー事業」によって救出されたが、特に美術作品に関しては全国約400の美術館で組織される「全国美術館会議」が主導し、救出作業及び応急処置・修復処置が行われた。修復を終えた作品は、博物館の開館に伴い令和3年秋頃に石巻市へ返還される。

② 特別展事業

- ・展示企画会社等からパッケージ化された巡回展を購入し、市民の知的探究心を満たす展示や時宜にかなった内容の展示を実施する。
- ・令和3年度は特別展を行わず、令和4年度から年1回の実施を予定している。

(2) 今後の予定

令和3年 夏 (二夏目の枯らし期間)
秋 石巻市博物館開館
第1回企画展「文化財レスキュー」展開催

1.4 石巻市民球場の人工芝張替え工事について（教育委員会）

平成12年に完成した石巻市民球場は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、駐屯地となり野球場として使用できなくなったが、MLB（メジャーリーグベースボール）他からの支援により、平成24年12月に全面人工芝の野球場として復旧整備された。

復旧整備されてから8年が経過し、使用頻度が高く、摩耗が激しい野球場の人工芝張替えを実施し、利用者の安全性を確保する。

(1) 主な内容

使用頻度が高く、摩耗が激しい石巻市民球場人工芝の張替えを実施する。

【施設の概要】

石巻市民球場

- ① 施設の位置 石巻市南境字新小堤18番地
- ② 張替箇所 内野部分

(2) 今後の予定

令和3年 6月 市議会第2回定例会に補正予算案について提案
10月 人工芝張替え工事開始
令和4年 3月 人工芝張替え工事完了
4月 供用開始

【その他】

特になし

以上